

平成 26 年度予算編成方針について

平成 26 年度予算編成方針を次のとおり定めたので、各課(局)長においては、方針の内容を十分理解のうえ編成作業を行うよう通知する。

平成 25 年 12 月 2 日

志免町長 南 里 辰 己

平成 26 年度 予算編成方針

本年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」では、バブル崩壊後の停滞の20年を踏まえ、「再生の10年」に向けては、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」が不可欠であり、かつ、一体的でなければならないことを明確にし、今後の経済財政運営及び基本戦略が示されているところである。そして、この「三本の矢」により強い経済を実現し、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指し、持続的成長と財政健全化の双方の実現に取り組むとしている。

そうした取り組みの下、財政健全化目標を掲げ、その達成に向け、今後の取組内容を具体化した「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」を本年8月8日に閣議了解したところである。その中で、地方財政に関しては、「地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされたところである。

これを踏まえ、総務省概算要求時の「平成26年度地方財政収支の仮試算」では、一般財源総額ベースで本年度より1.4%の伸びが見込まれている。地方交付税は本年度より1.8%減となっているが、臨時財政対策債の増により、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は本年度同水準が維持されている。

ただし、この地方交付税の概算要求については、平成26年4月からの消費税引上げを考慮せずに積算されており、また地方の歳出についても、社会保障関係費以外は本年度と同額を基本として積算しているなど、今後その前提条件が大きく変わり得ることに留意が必要である。

次に、本町の財政状況を平成24年度決算における各財政指標から見てみると、これまでも健全な範囲内で推移してきた実質公債費比率や将来負担比率等の健

全化判断比率については、さらに比率が改善されたところであるが、経常収支比率については前年度比1.6ポイント増の86.2となり、2年連続での悪化となった。臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については、前年度までと同様増加しているものの、一部事務組合や広域ごみ処理施設事業費などの負担金や、障害者自立支援給付費をはじめとする扶助費が引き続き増加傾向にあり、本町の財政構造が徐々に弾力性を失いつつあることを示す結果となった。

平成26年度における一般財源収入の見通しについては、その根幹となる町税において、平成25年度当初予算比で増収となる見込みである。一方、臨時財政対策債を含む地方交付税など、その他の一般財源についても増収が見込まれるところである。ただし、これは前述の消費税引上げが考慮されていない総務省概算要求を参考としているため、地方消費税交付金と併せて今後大きくその額が変わっていくことに注意が必要である。

このような中、歳出面においては「第5次志免町総合計画」に掲げられた将来像「誰もが輝く住みよいまち〜ひと・環境がやさしく結びあう しめ〜」の実現を目指して、各施策における課題に確実に取り組んでいかなければならない。しかし、順次進めている小中学校施設整備に係る地方債償還額が次第に増加していく見込みであり、また社会保障関係経費の増加傾向も続いていくと予想される。年々増加を続けている各一部事務組合への負担も含めて、これら大きな財政需要は、今後ますます本町の経常収支を硬直化させる要因となり、そのことが、まちの将来像実現の大きな妨げとなってくると考えられる。

このため、歳入面においては、その確実な確保と新たな財源の創出に努めるとともに、歳出面においては、職員一人一人が常に住民ニーズや日々変化する社会状況を的確に踏まえながら、既成観念や慣行にとらわれることなく、効果的・効率的な事業のあり方について創意工夫すること、常に各事業の効果を検証し、「スクラップアンドビルド」の観点の徹底等により、本町の歳入規模に見合った持続可能な行政経営を推進していくことが重要である。

各課（局）長においては、全施策について施策評価や事務事業評価の評価結果を十分に活用するとともに、第5次志免町総合計画における町の将来像の実現、基本計画で掲げられる各政策の目標達成に向け、下記の事項に特に留意のうえ予算編成に臨まれない。

記

第1 予算編成の基本方針

1 第5次志免町総合計画に基づいた予算編成

第5次志免町総合計画との整合を図り、計画に掲げる目標値の達成に向け、中長期的な視野のもと各施策を展開すること。

2 枠配分による予算編成の継続

前年度までと同様、施策別枠配分方式による予算編成を行う。各施策統括課長を中心に議論を深め、配分した一般財源と事務事業に係る特定財源をもって主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組むこと。

なお、第5次志免町総合計画における平成26～28年度実施計画に新規・拡充事業として採択された事務事業のうち経常的なものについては、予算額を確保した上でこれを枠配分額に含めることとする。また、臨時的な経費（事業）については、臨時的事業採択基準における順位を高く設定し、予算額を確保する。

枠配分の方法については別紙のとおりとする。

3 優先施策

本年11月18日に決定した「平成26年度 志免町行政経営方針」（以下、「行政経営方針」という。）では、施策コスト（一般財源の事業費）優先度において「重点投資・増加」と「従来水準以下の削減」については該当がなく、全施策が「従来水準を維持」に位置付けられた。このため、従前までのように施策コスト優先度に基づいた予算配分調整率等の決定を行うことができないことから、施策の成果向上優先度に基づき各施策への予算配分調整率等を定めることとする。

本予算編成における優先施策は、行政経営方針において「重点施策①：成果を向上させながらコストは維持する施策」とされた以下の4施策とし、他の施策と比較し予算配分を優先的に行う。

- ① 施策7「子育て支援の充実」
- ② 施策10「健康づくりの推進」
- ③ 施策11「高齢者福祉の充実」
- ④ 施策25「協働のまちづくりの推進」

4 効率化施策

行政経営方針において「成果維持施策：成果を維持しながらコストを維持する施策」とされた以下の8施策については、枠配分額決定において他施策よりも削減率を高め設定する。

- ① 施策6「子どもの権利保障」
- ② 施策9「子どもの健全育成」
- ③ 施策14「適切な医療の確保」
- ④ 施策17「省エネ・新エネの推進」
- ⑤ 施策18「防犯対策の推進」
- ⑥ 施策22「快適な生活基盤の整備」
- ⑦ 施策23「計画的な土地利用の推進」
- ⑧ 施策27「効率的・効果的な行政運営」

第2 予算編成の基本的事項

- 1 すべての事務事業について、行政評価の状況を十分確認し、前年度の

- 予算を踏襲することなく事務事業の優先度による配分を行うなど、真に必要な事業への重点化を図ること。
- 2 施策枠内に複数の担当課がある場合は、関係課長などで構成する「施策担当課長会議」などを開催し、施策別枠配分内での調整等を行うこと。
この会議は、各課長が随時招集・開催し、予算要求期限までに調整を終了するものとする。
 - 3 国・県補助（負担）事業については、県との間で十分な事前協議を行うとともに、事業の必要性、緊急性及び効果等について再検討を行ったうえで事業の選択を行うこと。また、目先の補助だけに気を取られるのではなく、当該補助が打ち切りとなった場合の町財政への負担や、維持管理を含めた後年度負担にも十分留意すること。
 - 4 住民が主体的にまちづくりに参加し、地域の課題をともに解決できるよう、住民との協働のまちづくりという観点を重視し、行政の役割分担と経費負担区分等を明確にした上で、経費全般の見直しを行うこと。
 - 5 各団体等に交付する補助金等については、補助金交付規則及び交付基準等に基づき予算化を行うこと。
 - 6 本町の公共施設（道路等のインフラ施設を含む）の多くは年々老朽化が進んでいるが、厳しい財政状況により新增改築・新設改良は困難な状況にあり、いかに既存施設を長期にわたり活用していくかが課題となっている。なおかつ、経常収支が徐々に弾力性を失いつつある現況を鑑みると、今後その維持管理経費の確保さえ危うい状況になることも予想される。各課においては、施設の長寿命化のための維持管理を計画的に行うとともに、今後の施設の在り方などを十分検討すること。
 - 7 一部事務組合負担金については、構成市町村の財政状況が極めて厳しいものであるとの認識のもと、町と歩調を合わせた歳出構造の改革を一部事務組合に強く求め、負担額の軽減に繋げるよう努めること。
 - 8 予算要求にあたっては、年度内に執行が必要となる事業量を十分に検討の上、多額の不用額が生ずることがないように留意すること。また、積算根拠、方法、価格の妥当性などを十分に精査すること。

第3 特別会計、公営企業会計

特別会計、公営企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、受益者負担の適正化を図り安易に一般会計からの繰出金・補助金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努めること。特に、公営企業会計は、企業性格を十分に発揮して経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算制の確保に努め、事業の目的達成に努めること。

別紙

施策別枠配分予算編成について

第1 一般財源見込額

枠外経費、臨時的経費及び経常経費に配分する一般財源を下記のとおりとする。なお、地方財政計画の確定等で金額に差異が生じた場合は、臨時的経費の配分額の変更などにより調整を行い、財政調整のための基金の取崩しは行わないこととする。

(単位：千円)

区 分	金 額	備 考
町 税	4,794,685	
地方譲与税	85,001	
各交付金等	425,400	
地方交付税等	2,597,000	臨時財政対策債を含む
繰越金その他	326,885	
合 計	8,228,971	

第2 経費区分

下記の経費区分により一般財源を配分する。施策別に配分するものは、経常経費とし、施策統括課長が施策内の関係課の調整を行うこと。

枠外経費の確定で金額に差異が生じた場合は、臨時的経費の配分額変更などにより調整を行う。

また、枠外経費の最終調整枠については、枠配分により廃止・減額した事業の調整等に使用するものである。

(単位：千円)

区 分	予算編成方法及び経費の内容	一般財源配分額
枠外経費	<p>各施策に一般財源を配分せず予算編成を行う。</p> <p>① 公債費 ② 一部事務組合負担金 ③ 特別会計繰出金 ④ 職員人件費・議員等報酬 ⑤ 道路維持管理費のうち経常的と認める範囲 ⑥ 基金積立金 ⑦ 町税過誤納金還付金 ⑧ 最終調整枠 ⑨ 予備費</p>	4,875,333
臨時的経費	<p>各施策に一般財源を配分せず予算編成を行う。</p> <p>臨時的経費は、緊急度及び施策コストの方向性などにより採択を行う。</p> <p>① 普通建設事業 ② 26年度のみ実施事業（経費）</p>	275,000
経常経費	<p>各施策に配分する一般財源と各課（局）で積算する特定財源により、主体的・自律的に予算編成を行う。</p>	3,078,638
合 計		8,228,971

第3 経常経費の施策別一般財源配分額

経常経費の施策別一般財源配分額は、下記のとおりとする。

(単位：千円)

政 策 名	施 策 名	一般財源配分額	備 考
人と地域が にぎわうまち	01 志（こころ）ある人づくり	10,067	
	02 スポーツ・文化活動の促進	91,068	
	03 文化財・伝統文化の保存と活用	5,047	
	04 地域活動・住民活動の支援	155,446	
	05 産業の支援	24,782	
未来の担い手と 共に育つまち	06 子どもの権利保障	4,618	
	07 子育て支援の充実	526,299	
	08 義務教育の充実	525,648	
	09 子どもの健全育成	285,851	
人にやさしく 穏やかなまち	10 健康づくりの推進	48,614	
	11 高齢者福祉の充実	86,630	
	12 障害者福祉の充実	293,065	
	13 助け合う福祉活動の支援	57,039	
	14 適切な医療の確保	5,449	
自然にやさしい エコのまち	15 自然環境の保全	1,728	
	16 循環型社会の構築	258,223	
	17 省エネ・新エネの推進	4,500	
安全で快適に 暮らせるまち	18 防犯対策の推進	12,084	
	19 防災対策の推進	47,938	
	20 交通安全の推進	9,208	
	21 良好な住環境の保全	23,018	
	22 快適な生活基盤の整備	178,630	
	23 計画的な土地利用の推進	3,766	
住民と行政が 共に創るまち	24 情報共有の推進	12,778	
	25 協働のまちづくりの推進	9,193	
	26 財政の安定化・健全化の推進	12,309	
	27 効率的・効果的な行政運営	354,488	
	28 町民から信頼される職員づくり	4,787	
そ の 他	99 施策に結びつかない事務事業	26,365	
合 計		3,078,638	

第4 特別会計及び公営企業会計

特別会計及び公営企業会計については、施策別枠配分予算編成は行わない。

第5 編成日程

予算編成日程は下記のとおりとする。なお、状況により変更が生じることがあり得るので、柔軟な対応がとれるよう余裕をもった編成作業を行うこと。

予算査定及び町長レクチャー等の日程は別途通知を行う。

日 程	内 容		
	一般会計	特別会計	公営企業会計
12月2日	予算編成方針決定		
12月20日まで	電算入力	電算入力	
	予算要求書、変動調書及び 臨時的経費要求調書提出	予算要求書等提出	参考資料等提出
12月25日から 1月6日まで			予算査定
1月7日から	町長レクチャー	予算査定	
1月31日まで	一般財源確定		
	臨時的経費採択 枠外経費決定		
2月3日から	町長による最終調整		